放送大学学園が行うテレビジョン放送及びラジオ放送 の番組運行・保守業務等の提案仕様書

<u>I 目</u>的

放送大学学園(以下、「学園」という。)が行うテレビジョン放送及びラジオ放送の番組運行・保守業務等を安定かつ円滑に遂行する請負業者を選定するにあたり、運行・保守業務に関する技術力、業務経験及び信頼性並びにコスト面等を含む優れた提案を広く募集することを目的とする。

Ⅱ 提案者の要件

提案者は、プロポーザル実施要領に定める参加条件を満たし、 「放送大学学園が行うテレビジョン放送及びラジオ放送の番組運 行・保守業務等」の請負を希望する者とする。

Ⅲ 適用範囲

本仕様書は、学園が委託する番組運行・保守業務等の請負業者の選定にあたり、提案者が作成する提案書に適用する。

Ⅳ 提案項目

次の事項を必須とする。

- 1.業務を円滑に実施するための中期的な実施体制の確保
- 2. 業務に従事させる技術者全員の保有資格及び業務経歴
- 3. 技術者の年間保守要員配置計画、2週間の勤務表、1日の勤務線表(勤務時間)及び1日の業務実施に関する標準モデル(放送授業期間及び集中放送授業期間の2種類とする)
- 4. 各種の確認及び照合ミス等の具体的な防止策
- 5. 非常災害、設備障害、放送事故等に対応するための臨時の体制確保及び措置
- 6. 技術者等に対する教育・訓練の実施方法
- 7. 平成27年1月5日(月)から3月31日(火)までの運行・ 習熟訓練計画
- 8. その他、安定した番組送出、効果的な保守に資する事項

V 提案要件

提案にあたっては、次の要件を満たすものとし、提案の中で実現方法等について具体的で要点を分かりやすく、必要に応じて図表等を用いて記述するものとする。

- (1)「放送大学学園が行うテレビジョン放送及びラジオ放送の番組 運行・保守業務等の請負仕様書」に従って確実な業務実施が可 能であること。
- (2)番組運行・保守業務に係わるマニュアル等を整備し提出すること。
- (3) 演奏所にすべての業務を統括する責任者を配置すること。
- (4)業務の早期習熟、運行業務等を確実に実施するため、技術者は、次の内容を満足すること。
 - ア 学園の業務に従事させる技術者は、3 2 人以内の構成とする。 イ 技術者は運行業務に10年以上の経験を有する者を半数以上 とする。
 - ウ 週 5 日勤務の専任者を 1 0 人以上学園業務に配置するものと し、これらの技術者を中心に業務体制を構築すること。
- (5)機器障害等に迅速に対処するため、必要な技術者の緊急出向 に対する体制 (所要時間を記載)が確保されていること。
- (6) 専門業者による保守・点検等の立会業務のため、技術者の勤務時間を専門業者の作業時間に合わせてシフトする等の配慮を行うこと。
- (7)請負業者の責に帰する放送事故等に対する補償範囲、補償内 容を示すこと。

VI その他

- (1)提案者は、本仕様書に記載のなき事項であっても、提案実施 上必要と認められる事項に関しては、学園と協議の上必要な対 応を行うものとする。
- (2)提出資料については、提案者の経営情報・企画内容等に関する事項が記載されるため、部外に公表しないこととする。

放送大学学園が行うテレビジョン放送及びラジオ放送の

番組運行・保守業務等の請負仕様書

I 件名

放送大学学園が行うテレビジョン放送及びラジオ放送の番組運行技術業務及び保守業務等の 請負

II 目的

放送大学学園(以下、「学園」という。)が行うテレビジョン放送及びラジオ放送を安定かつ 円滑に送出することを目的とする。

Ⅲ 業務範囲

請負者は、学園の放送確保について、その使命を十分認識し、円滑な業務の遂行に努める。 学園が設置する番組運行設備を的確に運用して、安定かつ円滑に放送を送出していくものとし、別紙1にその詳細な業務範囲の内容を示す。なお、必要に応じ業務範囲は変更する場合がある。

IV 業務請負期間

平成27年4月1日(水)から平成30年3月31日(土)まで

V 業務実施場所

千葉県千葉市美浜区若葉2丁目11番地 放送大学学園内他

VI 業務実施体制

請負者は請負業務を円滑に遂行するため次に示す業務実施体制を整えること。なお、必要に 応じ業務実施体制は変更する場合がある。

1 従事者の構成

(1) 統括責任者

統括責任者1名を放送大学学園内に配置し、専任者(平日、学園内業務に従事する者)とする。

(2) 保守管理責任者及び技術者

- ア 保守管理責任者は1名とする。
- イ 第3項「運用体制及び業務時間帯」の要件を満たすために、学園内業務に従事させる技術者は、最大32人以内とし、保守管理責任者及び技術者は、学園と同等の放送規模・メディアの番組運行技術関連の業務経験が10年以上の者を半数以上で構成すること。
- ウ 保守管理責任者及び技術者は、地上デジタル放送、BSデジタル放送及びFMラジオ放送 の運行業務経験者をそれぞれ複数名で構成すること。
- エ 技術者を「技術者 I 」及び「技術者 II 」の 2 つに区分する。区分については後述する技能 の通りであるが、詳細については打ち合わせの上決定する。
- オ 保守管理責任者及び技術者12名(うち8名以上は技術者Iとする)は、専任者(五日間、 学園内業務に従事する者)とし、これらの者を中心に業務体制を構築すること。

(3) 技術支援者

1名は、専任者とする。

2 従事者の役割及び技能

従事者の主な役割及び技能は、次のとおりとする。

(1) 統括責任者

ア 役割

- a 請負業務全体の責任者として、学園内業務を安定かつ円滑に遂行するため、必要な従事者 を確保して業務表を作成する等体制を整備しそれを統括する。
- b 学園から請負業務遂行上の連絡事項及び運用上の課題や番組運行設備等の改善策等を求められた場合は、的確・迅速に対処しその結果を報告する。
- c 良質放送を維持するための放送素材の技術的品質についても留意し、番組制作段階に関する事項についても適切に対処する。
- d 体制確保に寄与する従事者の育成、設備更新等運用形態の変更に対応する体制整備を行う。 イ 技能
- a 請負業務に従事する従事者を強い指導力をもって統括するとともに、安定的に質の高い技 術者を育成・確保できる総合的な管理能力を有すること。
- b 学園と同等の放送規模・メディアの番組運行技術関連の業務経験が20年以上あり、番組運行備等障害時の原因究明と適切な措置及び放送素材の品質確保についても技術者を指導して問題解決に当たれる能力を有すること。
- c 技術動向を踏まえ、番組運行設備等について運用性や設備改善の提案及び次期システムの計画等について適切な助言ができること。

(2) 保守管理責任者

ア 役割

- a 番組運行設備等の保守点検業務等を着実に推進し管理するとともに、維持・運用に関する 障害データの管理・分析、設備・機器の技術調査等、保守業務全般を担い、放送の安定確保 に努める。
- b 日常運用における設備の動作異常及び放送素材に起因する障害等の緊急対応や修理・点検 に係わる発注の手続き、打ち合わせ、検収等を実施するとともに、改善策の提言を含めた報 告書を作成する。
- c 保守点検業務等の窓口として、技術・運行課等との連絡、日程等の調整を行い、技術者への連絡・周知を徹底する。
- d 技術・運行課からの連絡事項の具体的対応を実施する。
- e 月次報告、年間業務報告等の各種報告書について技術者を指揮して作成の取りまとめを行う。
- f 放送障害時の速やかな回復措置に係わる技術者の技能を維持するため、非常送出訓練等を 計画的に推進する。
- g 統括責任者を補佐するとともに技術者の技術力維持育成を図る。
- h 技術者 I の役割を兼ねる。

イ 技能

- a 番組運行設備等の保守点検等に必要十分な技能を有するなど運行関連業務に精通し、障害 時に障害の分析及び問題解決に当たれる専門能力を有すること。
- b 学園と同等の放送規模・メディアの番組運行・送出業務及び設備保守等、運行関連業務の 経験が20年以上あり、請負業務の円滑な遂行のため統括責任者を補佐できるとともに、技 術者に的確な指導ができる総合技術力を有すること。

(3)技術者 I

ア 役割

- a 放送番組の運行・送出・監視、放送番組の各種送出装置確認、放送送出に必要な登録と確認、保守業務等を行う。
- b 放送の確保と障害時の緊急措置、代替措置等を行う。
- c 番組運行設備等の保守点検業務を行う。
- d 技術者Ⅱを指揮・指導、育成を行う。

イ 技能

- a 番組運行設備・機器等に精通していること。
- b 業務時間帯の番組運行・送出・監視業務の技術的な責任者として、放送番組の安定送出に加えて番組の画質・音質等の品質についても、劣化原因や発生箇所を特定して必要な措置を 実施できる能力を有すること。
- c 番組運行設備等のシステム障害時にも緊急措置など放送事故回避のための適切な判断・措置が行えること。
- d 運行関連業務全般に対応できるとともに、技術者Ⅱに対し適切な指示・指導ができること。

e 番組運行設備等について、十分な保守点検及び障害時の応急措置等が行える高度な専門技 術力を有すること。

(4) 技術者Ⅱ

ア役割

- a 放送番組の運行・送出・監視、放送番組の各種送出装置確認、放送送出に必要な登録と確認業務等を行う。
- b 保守管理責任者及び技術者 I のもと番組運行設備全般の保守管理業務を行う。
- c 番組運行設備のうち担当する設備・機器については、その特性を日常的に把握し保守管理 責任者及び技術者 I のもと機能維持のため適切な措置を行う。
- d その他、技術者 I の下で番組運行関連業務全般に対応する。

イ 技能

- a 番組運行・送出・監視業務及び設備の保守点検業務を確実に遂行するための番組運行技術、 番組記録再生編集技術、回線技術、制御技術等、基本的な技術について一定のレベルを有す ること。
- b 学園の放送確保について、その使命を認識し業務遂行できること。

(5) 技術支援者

ア 役割

統括責任者、保守管理者及び技術者と連携を密にして主に別紙1、IVの業務を行う。なお、 別紙1、IVの業務は、技術・運行課の連絡により他の従事者が対応することもできる。

イ 技能

- a 学園と同等の放送規模・メディアの放送設備での業務経験があり、学園における現在の放送システムについて、学園による研修等を受けることなく理解ができる技能を有すること。
- b デジタル放送システム及びアナログ放送システムについて理解ができる十分な知識と技能 を有し、学園内業務を遂行できる技能を有すること。

3 運用体制及び業務時間帯

請負者は【表1】のとおり要員を配置し、運用体制を確保すること。 但し、業務時間帯については、業務状況により変更できるものとする。

【表1】運用体制及び業務時間帯

運用業務体制			主な業務内容	構成員				
		業務期間 人数 業務時間帯 (業務時間帯は状況により変更 可 能)		統括責任者	保守管理責任者	技術者Ⅰ	技術者Ⅱ	技術支援要員
責統 括 者		平日(※1) 1名 09:00~17:45 (うち休融45分)	請負業務責任者	•	(O)	(O) (専任者)		
デスク		通年 1名 09:00~17:45 (うち休憩45分)	・技術・運行課等の窓口 ・各種資料の受領 確認 ・従事者への周知 ・保守の日程調整、保守準備等を行う。		•	(O) (専任者)	3	
	勤務	通年 3名 ※4 09:00~17:45 (うち休憩45分)	- 番組の運行・送出・監視業務 ・1名を責任者[テクニカルディレクター(TD)]とし、運行技術者 はTDの指示に従う。 ・TDは技術者 I とする。 ・TDは必要により運行技術者の業務内容の調整を行う。 ・TDはDTDと情報共有し、協力して番組の運行・送出にあたる。		O (TD可)	O (TD可)	0	
	勤務	通年 3名 ※4 16:15~24:00 (うち休憩45分)			O (TD可)	O (TD可)	0	
	動	通年 3名 ※4 00:00~10:00 (うち休憩は下記※2のとおり)			O (TD可)	O (TD可)	0	
運行技術者	D勤務	通年 2名 ※3 DTD:09:00~17:45、D:09:00~17:45 平日(※1) 1名 D2:09:00~17:45 (うち休憩45分)	・放送送出に必要な登録を行う。 ・放送集材の管理運用 ・放送保管庫入出庫業務 ・放送に必要な集材登録・確認 ・TV倉庫サーバへのファイル転送 ・DAFファイリング(R倉庫サーバへのファイル転送) ・VAF登録業務 ・運行スタジオ運用管理 ・運行リソースの運用管理 ・番組記録媒体の管理 ・OCプレビュー(納入メディア・番組の品質管理) ・TV番組のAプレビュー(放送2日前の全番組試写) ・R番組放送2日前の全番組試写 ・R番組放送2日前の全番組試写 ・R番組放送2日前の全番組試写 ・R番組放送2日前の全番組試写 ・DTDは必要により集材管理担当者の業務内容の調整を行う。 ・DTDは必要により集材管理担当者の業務内容の調整を行う。 ・DTDはTDを補佐し番組の運行・送出にあたる。		0	0	0	
	S 勤	S:通年 1名 S2:障害対応の訓練計画策定及び訓練用データ放送の制作 10人日 09:00~17:45 (うち休憩45分) ※業務量により運用体制以外の業務が発生する場合あり。	 ・陸害対応時の責任者 ・番組運行設備の運用・維持、保守、業者作業の立会や事前打ち合わせ等 ・技術支援業務(番組運行設備整備等)の補助業務 		0	0	0	
	深夜徹宵勤務	FG; 番組運行設備年間保守計画(予定)による 1名 16:15〜翌日10:00 (うち休憩45分および1時間)	・番組運行設備の運用・維持、保守、業者作業の立会等を深夜 撤宵勤務する。		0	0	0	
業務	支	年間223日 2名、(追加)4月~6月 月10日 1名 09:00~17:45 (うち休憩45分) ※業務量により運用体制以外の業務が発生する場合あり。	統括責任者、保守管理者及び技術者と連携を密にして主に別紙1、IVの業務を行う。			0	0	•
資 業料 務作 成		年間12日 1名 09:00~17:45 (うち休蔵45分) ※業務量により運用体制以外の業務が発生する場合あり。	・無線業務日誌等の参考資料の作成			0		

- (※1) 月曜から金曜。但し、国民の祝日に関する法律に定める休日、および12月29日~1月3日を除く。
 (※2) ・「放送授業期間」の(月)、(火)、「ゆとりの期間」および「集中授業期間」は2時間
 ・「放送授業期間」の(日)および(水)~(土)は1時間

 *)・放送授業期間は、4月1日~28日、5月6日~7月21日、10月1日~12月28日、1月5日~20日
 1日の放送時間は、テレビ 1学期・2学期
 日・月曜 6:00~翌日2:15(20時間15分)
 火曜 6:00~翌日2:15(20時間15分)
 水~土曜 5:15~翌日2:15(21時間00分)
 ラジオ 1学期・2学期
 日・月曜 6:00~翌日0:15(18時間15分)
 火・土曜 6:00~翌日0:15(18時間15分)
 火・土曜 6:00~翌日0:15(18時間15分)
 ・火・土曜 6:00~翌日0:15(18時間15分)
 ・大・土曜 6:00~翌日0:15(18時間15分)
 ・大・土曜 6:00~翌日0:15(18時間15分)
 ・大・土曜 6:00~翌日0:45(18時間15分)
 ・を原則とする。
 ・ゆとりの期間は、4月29日~5月5日、12月29日~1月4日
 1日の放送時間は、4月29日~5月5日、12月29日~1月3日1日 1日の放送時間は、17月22日~9月30日、1月21日~3月31日
 1日の放送時間は、7月22日~9月30日、1月21日~3月31日
 1日の放送時間は、17月22日~9月30日、1月21日~3月31日
 1日の放送時間は、17月22日~9月30日、1月21日~3月31日
 1日の放送時間は、5・月曜は6:00~翌日0:15の18時間15分、火~土曜は6:00~24:00の18時間を原則とする。
 (※3) TV倉庫サーバ及びDAFへのファイル転送業務繁忙期等で、要員増が必要な場合は適宜して対応すること。

●は主たる業務 ○は従事可能業務 (○)は代行可能を示す。

4 保守管理体制

番組運行設備、業務項目毎に保守担当者を定め、保守管理体制を整備し、担当者による定期的な点検、点検項目の検討により、その動作、特性等を子細に把握するとともに、障害履歴の収集、分析による障害対策、障害発生に至る前の微細な現象を捉えて専門業者による修理等の適切な措置をとること。

5 緊急連絡体制

放送設備の重障害、放送事故、非常災害等で、緊急手動送出等に必要な技術者を早急・円滑に 確保するため、「請負者緊急連絡体制」を整備し、緊急業務等に備えること。

6 その他

- 1 学園内業務に従事する者のうち第1級陸上無線技術士の資格保有者は、2名以上とし、その 人数について技術・運行課と請負側の合計人数が常時4人以上確保できる構成とすること。第 1級陸上無線技術士の資格者を学園技術・運行課に届け出て必要とされる無線従事者の選任を 受ける。なお、学園側の保有者は別途連絡する。
- 2 契約後、従事者氏名、業務経歴(運行業務、番組制作、地上デジタル運行業務、BS運行業務、その他放送設備の運用経験年数等)、技術者 I・Ⅱの区分、専任者の区分、保有資格名等を明示した従事者経歴表を技術・運行課に提出し、承認を得ること。なお、従事者経歴表の提出後、従事者に変更が生じる場合は、その都度従事者経歴表を提出し承認を得ること。
- 3 契約後、保守管理体制を提出すること。
- 4 その他必要事項

VII 業務管理

- 1 請負者は、自ら服務規律及び安全衛生等について管理監督するとともに、学園と連携を密にして円滑な業務遂行を図るものとする。
- 2 請負者は、本件業務の実施について事業主として財政上及び法律上の全ての責任と義務を負 うものとする。

Ⅷ その他

- 1 請負者は、学園の放送事業の公共性、重要性を十分認識し円滑な業務遂行に努めるものとする。
- 2 請負者は、業務遂行にあたり故意又は過失等により設備を損傷させた場合には、その修復に 係る経費を負担するものとする。
- 3 請負者は、従事者による人為的なミスにより放送事故が発生し、学園に損害を与えた場合は 誠意を持って対応し、応分の補償をすること。
- 4 請負者は、業務遂行にあたり知り得た学園に関する事項について、他に漏らしてはならない。
- 5 請負者は、業務遂行にあたり学園以外から設備整備に関する資料などの提供を受ける場合は、 予め学園の了承を得ること。

- 6 請負業務の遂行に必要な事務スペース及び消耗品等は発注者が負担し、作業者が着用する作業着等は請負者の負担とする。
- 7 放送設備の障害、放送事故などにより技術者を緊急確保した場合、放送番組素材の新年度番組や肩書き変更の登録業務並びに緊急時の手動送出やIPサイマルラジオの差替え送出などにより技術者を追加で確保した場合、設備の整備や補修など新たに業務依頼をした場合等で、運用体制以外の業務が生じた時にはそれにかかった時間数、休日時間数、深夜時間数に応じて、別途契約時の単価にて支払い処理を行う。また、業務上必要となった交通費、宿泊費、日当等の実費は請負者の請求により学園側の審査を経て妥当な経費を支払うものとする。
- 8 本仕様書に記載されていない事項について疑義を生じた場合は、発注者及び請負者の双方でこれを協議することとする。
- 9 本仕様書を変更する必要が生じた場合は、発注者及び請負者の双方の合意によりこれを変更できるものとする。